

「令和7年度出雲市市公有林主伐事業」企画提案募集要項

1 事業の目的

出雲市では、約3,700ヘクタールの市公有林を経営管理している。

この市公有林は、市民共有の財産であり大切な森林資源であることから、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させながら、積極的な伐採と再生を進め、循環型林業の推進を図っているところである。

のことから、適切な森林経営を行うため、林地保全に配慮した木材生産、公益的機能の維持に配慮した伐採跡地の更新、市産材の供給量の向上を図ることが可能な事業者を企画提案方式により選定し、「主伐事業」を実施する。

2 森林の概要

(1) 所在地等(事業区域)

番号	事業地名	所在	番地	地目	区域面積 (ha)
1	小田市有林	出雲市多伎町小田	1572番13	山林	4.30
			1573番1	山林	9.51
			1573番2	山林	0.01
			1574番	山林	0.01
			1574番1	山林	0.05
			1575番1	山林	0.01
			1575番3	山林	0.01
			1575番5	山林	0.38
			1575番12	山林	0.08
			2230番1	山林	0.01
			2231番1	山林	6.1
			2231番2	山林	0.02
計					20.49

(2) 森林に係る情報

樹種	面積 (ha)	林齡 (年)	立木本数 (本)	総材積 (m ³)	平均樹高 (m)	平均胸高直径 (cm)
スギ	5.59	66～ 74	3,059	4,146	27.93	36.09

※令和4年度及び令和5年度に出雲市が実施した森林航空レーザ計測の解析数値

(3) 位置図等図面

- 1) 位置図(対象事業地を示した 1/50,000 図面を添付)
- 2) 区域図(簡易オルソ画像、等高線図、赤色立体図、林相区分図、傾斜区分図)
(対象事業地を示した 1/5,000 図面を添付)
- 3) 伐採想定区域図(「3 立木売扱見込額」関係資料 1/5,000 図面を添付)

(4) 現地写真

別添写真帳のとおり

3 立木売扱見込額

市は、約660,000円(税抜き)と見込んでいる。なお、見込額については、「2 事業の概要(1)所在地等」(以下、事業区域という。)で示した区域のうち、市が現地の植生及び地形を考慮して設定した伐採想定区域(別添図面のとおり)において、スギ木材の販売収入から伐木集積に係る経費を減じて試算したものである。

事業者は、事業区域内のスギ及び広葉樹等の販売収益から、伐木集積に係る経費を減じて、立木売扱金額を提案することができるものとする。(事業区域内であれば、前述のとおり市が設定した伐採想定区域外であっても伐採対象とすることができる。)

なお、事業者は、提案価格が市の試算している立木売扱見込額を下回った場合でも提案することができるものとする。

4 事業内容及び実施方針

(1) 事業内容

本事業は、事業区域内において立木伐採を行い、生産した原木を集積する「伐木集積事業」と、集積した原木を原木市場等へ販売する「原木販売事業」で構成され、この両事業を一体的に実施することとする。

(2) 事業者の選定方法

本事業については、事業区域全体の地形条件等を踏まえた伐採システムの採用と搬出路の開設により、効率的かつ公益的機能にも配慮した木材生産が求められることに加え、山土場に集積された原木の販売について、より有利な条件での販売と市産材の安定供給が求められる。

これらの理由を踏まえ、本事業を実施する事業者については、企画提案型コンペにより選定する。

(3) 協定及び契約の締結

市と選定された事業者とは、事業が完了するまでの期間、必要事項を定めた「事業実施に関する協定」を締結する。その後、年度ごとに「主伐事業に係る年度契約」を締結して事業を行う。

(4) 伐採の期間

伐採の期間は、市と選定された事業者が協定を締結した日から10年以内とする。

(5) 提案単価の見直し

協定締結後に事業地での雪害や山火事等により立木が失われた場合など、事業者の責に帰しえない不測の事態が発生した場合には、協議の上で提案単価の見直しを可能とする。

(6) 代金の支払

協定を締結した事業者は、締結した協定又は年度契約に基づき、市に代金を速やかに支払わなくてはならない。代金の額及びその納付時期は、協定又は年度契約に定めることとするが、次の2通りから事業者が選択することができる。

- ① 提案価格を代金として事業の開始前又に一括で納付する。ただし、生産材積の実績が提案を下回った場合であっても市は返金しないものとする。
- ② 提案に基づき伐採した生産材積の実績に応じた額で代金を納付する。ただし、支払金額は原則提案単価以上の金額とし、原木生産経費が原木販売価格を上回った場合でも、これを市は負担しないものとする。

(7) 林地残材の整理及び林外搬出について

立木伐採後の事業区域内に残存する端材や末木枝条等(以下、林地残材という。)については、再造林面積を確保し森林の公益的機能発揮を図ることや、林地からの流出による災害を防止することを目的として、その全部又は一部を市が搬出することを想定している。

(8) 伐採後の再造林について

伐採後の再造林については、伐採面積と同程度の面積に、スギ、ヒノキ、広葉樹等の樹種の再造林を市が行うことを見込んでいる。なお、急傾斜地や、広葉樹の伐採跡地については、天然更新を想定している。

5 参加資格

本事業に参加できる者は、市内に本社が所在し、暴力団員又は暴力団ではない、若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではない、次のいずれかに該当する者とする。

ア) 林業労働力の確保の推進に関する法律(平成8年3月24日法律第45号)

第5条に基づく認定を受けた事業体

イ) 森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項の規定により公表されている事業者

6 企画提案の作成方法

本事業に応募する者は、下記の点を考慮し、企画提案書(様式第4号)を作成すること。
なお、金額は消費税抜きで記載することとする。

(1) 「伐木集積事業」

ア) 事業の概要

立木の伐採・搬出からトラック搬出が可能な土場への集積作業までを行う。

イ) 原木生産価格の提案

森林航空レーザ計測で解析した面積・材積及び実地で計測若しくは予測した面積・材積をもとに、樹種別(スギ、ヒノキ、マツ、広葉樹)の生産数量見込みを把握の上、樹種別及び用途別に区分して、原木の生産単価(円/m³)を提案すること。

- ①生産単価は伐採からトラック搬出が可能な土場への集積作業までの費用とする。
- ②用途別とは、用材(製材用、合板用)、チップ材とする。
- ③跡地更新作業の効率化と資源の有効利用の観点から、原則として伐採木の全てを集材搬出する。
- ④土場へ集積しない材については、玉切り・枝払いを行い、事業区域内に集積・整理する。
- ⑤林地残材や枯損木については、更新作業の支障とならないよう事業区域内に集積・整理する。

ウ) その他、路網開設価格等の提案

原木生産のために必要な路網開設・改良に係る費用や、土砂流出防止に係る対策費用、電柱の移設費用等が必要と考えられる場合は、実施の必要性を精査の上で提案すること。

エ) 伐採跡地の更新

伐採後は一貫作業として伐採跡地の植栽と下刈り作業を別途契約により実施することができる。この場合、伐木集積から植栽保育にいたる一貫作業による「伐採跡地更新計画」を提案すること。

オ) その他

事業の実施にあたって必要となる以下の事項については、事業者において手続等を行う。

- ①事業地と隣接地の境界確認が必要となる場合は、市に協議すること。
- ②土場や作業路開設等のため事業区域外の土地を使用する必要がある場合は、その用地について市及び所有者の承諾を得ること。
- ③作業路等の開設や県産材・市産材の出荷などの国・県・市の補助事業を有効に活用することとし、その補助申請等の手続を行うこと。
- ④作業路開設に当たっては、島根県森林作業道作設指針(平成23年3月31日森第1708号島根県農林水産部森林整備課長通知)に合致するよう努めるとともに、土砂の流出防止に努めること。
- ⑤協定締結期間中は、事業者が事業地内の路網の維持管理を行うこと。
- ⑥林業機械を使用する場合は、使用機械に応じた免許取得者あるいは講習受講者を従事させること。
- ⑦伐採区域の測量や写真撮影等、市が指示する「事業の出来高管理」を行うこと。

(2) 「原木販売事業」

ア) 事業の概要

伐木集積事業により土場に集積される原木について、原則としてその全てを搬出し、原木市場等へ売払う。

イ) 価格の提案

販売原木がない状態(伐採前)での価格提案となることから、販売を実施する原木の見込み数量と樹種別・用途別の販売単価(円/m³)を提案する。

- ①用材(製材用、合板用)、チップ材(パルプ用、エネルギー用)別に納材先を踏まえた単価とする。
- ②積込み・運搬経費などを提案書に明記する。

7 企画提案への参加

参加しようとする者は、企画提案参加希望書(様式第1号)を作成し、下記のとおり提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和8年2月17日(火)17時(必着)
- (2) 提出場所 出雲市役所5階 森林政策課
- (3) 提出物 企画提案参加希望書、暴力団に関係がない旨の誓約書(様式第2号)
及びこれに係る役員名簿(様式第3号)

※提出物については、書面で提出すること。

参加希望書を提出した者は、必要に応じ、事業地情報(航空計レーザ計測による森林資源 解析情報、提案様式の電子データなど)を出雲市に請求のうえ、企画提案書(様式第4号)を作成し、下記のとおり提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和8年3月6日(金)17時(必着)
- (2) 提出場所 出雲市役所5階 森林政策課
- (3) 提出物 企画提案書及びこれに付随する書類

※提出物については、書面及び電子データの両方を一部ずつ提出すること。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

本事業への参加希望書を提出した者に限り、質問を受け付けることとする。質問については、別紙の質問書(様式第5号)に記入の上、書面又は電子メールにて森林政策課に提出することとし、参加希望書に併せて令和8年2月17日(火)17時までとする。

なお、質問内容については、審査評価項目等の審査に関する事項や本業務の実施に必要ないと判断される質問は受け付けない。

(2) 回答方法

令和8年2月25日(水)17時までに、参加希望書の提出があった全ての者へ、書面又は電子メールにて質問への回答を行う。

ただし、質問又は回答の公表が質問者の不利益になると判断されるときには、質問者に対してのみ回答する場合がある。

9 企画提案の審査に関する事項

(1) 審査方法

市、行政関係者、識見を有する者で構成する審査会において、厳正かつ公平に審査を行う。審査の実施に当たり、市から企画提案者に対して、企画提案内容の確認を行うことがある。

(2) 審査基準

- ア) 事業の目的に合致していること
- イ) 伐木集積事業の内容・方法及び施業方法が妥当であること
- ウ) 原木販売事業の内容・方法が妥当であること
- エ) 事業計画に沿った経営を行う能力があること
- オ) その他

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、書面又は電子メールで提案者に通知する。

10 問い合わせ先

出雲市農林水産部森林政策課森林管理係 担当：中島・成相・曾田

電話 0853-21-6996 FAX 0853-21-6592

E-Mail shinrin@city.izumo.shimane.jp

11 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案を無効とする。
- (3) 提出された企画提案書等の内容については、提出期限以降の修正は原則認めない。